

議案第 48 号

太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和3年 8月25日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条1項第1号の規定により議会の議決を求める。